

青森県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十六号)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)第十三条及び第三十一条の規定に基づき、単身赴任手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第二条 条例第十三条第一項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(広域連合長の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第三条 条例第十三条第一項本文及びただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 広域連合長の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル以上であること。

二 広域連合長の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第四条 条例第十三条第二項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、広域連合長の定めるところにより行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める距離は、百キロメートルとする。

3 条例第十三条第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 六千円
- 二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万二千元
- 三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 一万八千元
- 四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万四千元
- 五 九百キロメートル以上千百キロメートル未満 三万円
- 六 千百キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万五千元
- 七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万円
- 八 千五百キロメートル以上 四万五千元

(権衡職員の範囲)

第五条 条例第十三条第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要がある認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 派遣(条例第十二条第三項に規定する派遣をいう。以下同じ。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該派遣

の直前の住居から広域連合に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該派遣の直後に広域連合における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと広域連合長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 派遣に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準じて広域連合長の定める事情（以下単に「広域連合長の定める事情」という。）により、同居していた満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該派遣の直前の住居から広域連合に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（広域連合における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと広域連合長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

三 派遣に伴い、住居を移転した後、広域連合長の定める特別の事情により、当該派遣の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該派遣の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から広域連合に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（広域連合における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと広域連合長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 派遣に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、広域連合長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該派遣の直前の住居から広域連合に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（広域連合における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと広域連合長が認めるものを含む。）のうち、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 派遣に伴い、住居を移転した後、広域連合長の定める特別の事情により、当該派遣の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該派遣の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から広域連合に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（広域連合における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと広域連合長が認めるものを含む。）のうち、満十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 その他条例第十三条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長の定める職員

（支給の調整）

第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、他の地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第七条 新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、広域連合長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに広域連合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第八条 広域連合長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を広域連合長が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第十条 広域連合長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 広域連合長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第十一条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。